

全国厚生労働関係部局長会議資料（Ⅰ）

平成21年1月20日（火）
於：低層棟講堂（2F）

医 政 局

目 次

(重点事項)

1. 医師確保対策について	1
2. 医療機能情報提供制度の公表状況等について	5
3. 救急医療・周産期医療等の確保について	7
4. 医療計画を通じた医療連携体制の構築について	11
5. 医療安全対策の今後の取組について	12
6. 看護職員の確保等について	16
7. 在宅高齢者への歯科保健医療対策の推進について	17
8. 国立高度専門医療センターの独立行政法人化等について	18
9. 平成21年度税制改正の概要（医政局）	20

平成21年度医政局予算案の概要

20' 21' 増加額(108.4%)
 1,967億6千7百万円 → 2,132億6千1百万円 164億9千4百万円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
医師確保	92億円	161億円	272億円
救急医療	89億円	100億円	205億円

※ H19'、H20'には周産期医療に係る予算を含まない。

○医師確保対策の主な事業

- ・ 救急医療を担う医師の支援(新規) 20.5億円
- ・ 産科医療を担う医師の支援(新規) 28.4億円
- ・ 医師派遣の推進(一部新規) 41.6億円
- ・ 短時間正規雇用を導入する病院に対する支援(新規) 15.2億円

○救急医療対策の主な事業

- ・ 救命救急センター運営事業 54.6億円
- ・ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援(新規) 51.1億円
- ・ ドクターヘリ導入促進事業の充実(一部新規) 20.1億円
- ・ 周産期医療の充実(一部新規) 12.5億円

課題	対応
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">医師不足対策・医師養成の強化</p> <p>(病院の勤務医の過重労働) ○病院の医師が夜勤・当直などで疲弊し、病院の医師不足に拍車をかけている。</p> <p>(医師の診療科偏在) ○産科、救急など特定の診療科の医師が不足している。</p> <p>(医師の地域偏在) ○対人口比でも、全国的に大都市に医師が集中し、周辺地域やへき地で医師が不足している。</p>	<p>◆病院勤務医の勤務環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢短時間正規雇用、交代勤務制を導入する病院への財政支援 ➢女性医師の復職支援、院内保育所の整備等 <p>◆救急、産科医療、へき地等の医師不足地域など地域医療に従事する医師の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢救急、産科、へき地医療を担う勤務医等の手当への財政支援 <small>(注) 救急、産科医等の手当への財政支援については、各都道府県・市町村の財政負担の有無如何を問わず、予算計上する必要がある。</small> ➢地域への医師派遣に協力する医療機関への財政支援等 <p>◆臨床研修制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢診療科偏在・地域偏在を是正しながら良質な医師を養成するため、「臨床研修制度のあり方等に関する検討会」において検討中 年初以降出来るだけ早期に結論 【文部科学省と連携】

課題	対応
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">救急患者の確実な受入れ</p> <p>(周産期医療の不足) ○周産期医療の病床や医師・看護師等が不足し、救急医療との連携も不十分。</p> <p>(救急患者の受入れに時間がかかる) ○救急患者が、病院に受け入れられるまでに時間がかかるケースがある。</p>	<p>◆周産期医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢周産期母子医療センターの充実など周産期医療体制の強化等 ➢産科医療以外にも対応できるよう周産期医療と救急医療の確保と連携強化 【総務省、文部科学省と連携】 <p>◆救急患者を円滑に受け入れられる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢病状に応じて適切な救急医療が行えるよう管制塔機能を担う病院の整備、救命救急センターの整備推進等 ➢ドクターヘリの配備推進 ➢地域における搬送・受入ルールの策定など医療と消防の連携強化 【総務省消防庁と連携】 ➢救急患者の円滑な受け入れを支援する情報システムの開発 【経済産業省と連携】

地方財政再建促進特別措置法施行令(再建令)改正による国立病院等への補助等について

(平成20年3月政令第47号)

➤ 自治体による国立大学法人、独立行政法人国立病院機構等に対する法令に基づかない補助・負担金等の支出は原則禁止されているが、支出できる場合の要件・手続を定めた再建令について、地方再生の観点から改正。積極的に活用願いたい。

(改正内容)

- 病院等を開設する国立大学法人や独立行政法人等が、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対し特別に医療の提供を行う場合（新規の補助事業を行う場合など）に要する費用の補助等ができるようにする

(例)

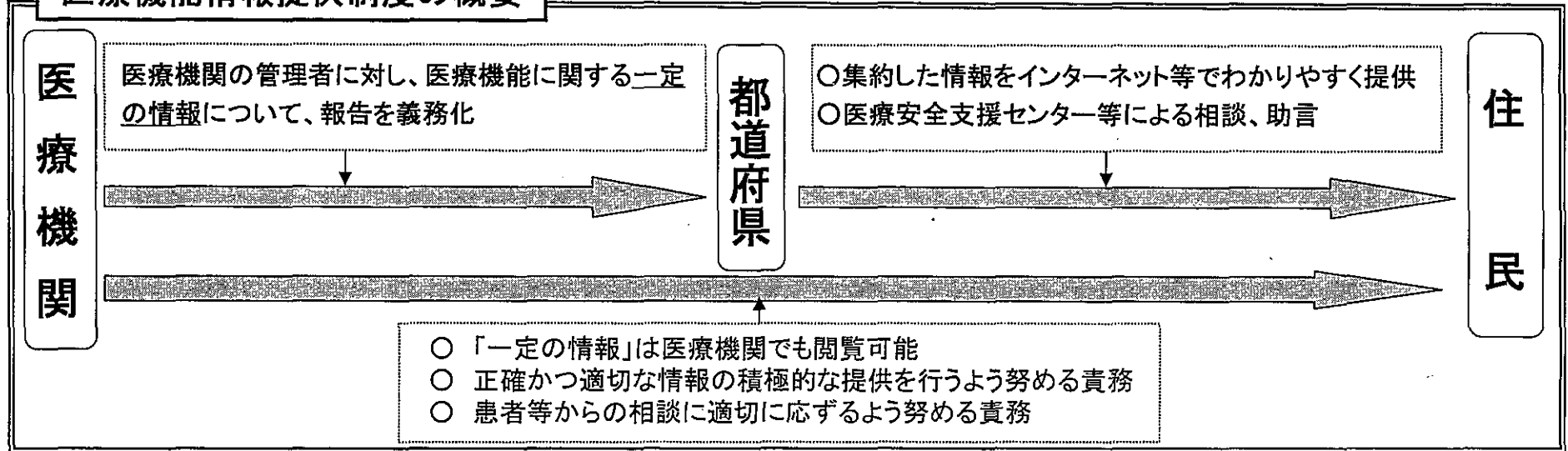
- ・ 産科医不足により分娩ができなくなった地域の医療を支援するため、それまで行っていなかった普通分娩を実施する場合の補助や機器貸与
- ・ 産科・小児科などの休日夜間診療を実施する地域の輪番体制に参加して休日夜間に医療を提供する場合の補助
- ・ 医療計画の下で、新しく救命救急センターや周産期医療センターを設置して地域の救急医療等の提供を行う場合の補助や土地の提供

医療機能情報の提供制度について

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)

医療機能情報提供制度の概要



施行スケジュール

